

国立大学法人山口大学吉田地区構内駐車場使用要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人山口大学吉田地区構内駐車場（以下「駐車場」という。）の使用については、この要項の定めによるところとする。

(駐車許可証)

第2条 駐車場の使用に関し、吉田地区構内交通規則第9条及び第10条に基づく駐車場の使用許可の交付を受ける者は、使用料金を納付しなければならない。

2 使用許可証の有効期間は年度単位とするため、交付申請は毎年度行わなければならない。

(使用の変更)

第3条 駐車許可証の交付を受けた者は、使用許可を受けた後において、年度内にその内容を変更し、又は使用の取り消しをするときは、直ちに書面で申し出なければならない。

(使用料)

第4条 使用料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 駐車場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を事務局の出納責任者に納付しなければならない。ただし、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものは、通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を納付するものとする。また、中途採用者で使用開始月において通勤所要回数が10回に満たない場合についても、通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を納付するものとする。
- (2) 使用料は、駐車許可証の交付申請をする際に納付しなければならない。
- (3) 納付の方法は、郵便局で国立大学法人山口大学が定めた納付書を添えて払い込むこととする。
- (4) 前条における使用の変更の申出があった場合、既納の使用料から抹消期間分を返還することがある。

(事務)

第5条 この要項に関する事務は、施設環境部施設企画課において行う。

附 則

この要項は平成21年2月10日より施行し、平成21年度駐車場使用から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。ただし、駐車場の使用料は、この要項による改正後の山口大学吉田地区構内駐車場使用要項別紙1の規定にかかわらず平成29年度の料金は9,600円とする。

附 則

この要項は平成30年5月8日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

吉田地区構内駐車場使用料負担区分一覧

1. 駐車場使用料

負 担 対 象 者	料 金
一般駐車許可者（特別事情による許可者を含む） ①職員 ②学生（学部3年生以上，大学院生，研究生，専攻生） ③業者 構内で事業に従事する生協，食堂，売店等 物品販売等の営業車，保険会社勧誘員等 ④その他（学内郵便局，教職員組合，放送大学等）	年額 12,000円 月額 1,000円 12,000÷12×月数
夜間駐車許可者 ①職員 ②学生	1年～半年 1,000円 半年未満 500円
一般駐車許可者（特別事情による許可者を含む） ①身体障害者で車両の使用を必要とする者 ②職員・学生（1カ月未満の臨時駐車許可者） ③職員（宇部地区所属共通教育担当教官） ④学生（吉田寮生，榎野寮生，宇部地区課外活動関係，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生） ⑤非常勤講師 ⑥研究者等（教育学部教育相談等長期研修教員等） ⑦業者（各部局が委託する清掃，警備，排水処理，ボイラー，学生寮，建物施設等の従事者） ⑧学外者 ・入学試験，資格試験を目的に入構する関係者 ・公開講座，講演会等の関係者 ・大学会館の関係者 ・図書館利用者 ・その他本学の施設を利用する臨時的な入構者	無 料
通行許可者 ①公用車（本学，他機関） ②バス，タクシー，郵便集配車，宅配便車 ③業者 ・売店，食堂等の納入車 ・営業用の商用車 ・工事，入札関係車両 ④大学関係者の送迎車	無 料